

○自己啓発等休業の運用について

平成 20 年 2 月 28 日
〔通達（務企一）第 97 号〕

このたび、山梨県職員の自己啓発等休業に関する条例（平成 19 年山梨県条例第 60 号。以下「条例」という。）が制定され、自己啓発等休業が導入されたことから、その運用について、次によることとしたので誤りのないようにされたい。

記

第 1　自己啓発等休業の運用について

1　自己啓発等休業の期間

- (1) 大学等課程履修の場合は、2 年
- (2) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 97 条に規定する大学院の課程（同法第 104 条第 4 項第 2 号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程であって、その修業年限が 2 年を超え、3 年を超えないものに在学してその課程を履修する場合は、3 年
- (3) 国際貢献活動（警察庁等が「国際協力推進要綱」の制定について（平成 17 年 9 月 15 日付け、警察庁丙国発第 65 号）に基づき実施する警察による国際協力活動を除く。）の場合は、3 年

2　自己啓発等休業の承認又は期間延長の申請方法

- (1) 自己啓発等休業の承認又は期間延長の申請は、自己啓発等休業承認申請書（山梨県警察職員の服務に関する訓令（平成 4 年山梨県警察本部訓令第 4 号。以下「服務訓令」という。）別記様式第 9 号の 2）により自己啓発等休業を始めようとする日又は既に承認を受けている期間の末日の 1 月前までに、自己啓発等休業の内容及び自己啓発等休業をしようとする期間又は延長の期間を明らかにして本部長の承認を得ること。
- (2) 以前に大学等における修学のため自己啓発等休業を取得した職員が、同じ事由により自己啓発等休業をしようとする場合は、次に掲げる場合を除き前回の大学等における修学のための休業から復職後の勤務期間がおおむね 5 年に満たない場合は承認しない。
 - ア　大学院の修士課程修了後に博士課程を履修する場合
 - イ　前回の自己啓発等休業が疾病等のやむを得ない理由により地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 26 条の 5 第 5 項の規定に基づき取り消された職員が、再度同じ大学等の課

程を履修しようとする場合

- (3) 「公務の運営の支障の有無」の判断に当たっては、当該請求に係る期間における職員の業務の内容、業務量及び業務分担の変更、職員の採用、昇任、転任又は代替者の配置の難易等を総合的に勘案して行うこととする。
- (4) 大学における修学のための自己啓発等休業は、職員に幅広い能力開発を促す自己啓発の機会を提供することを目的とし、その結果を職務復帰後に何らかの形で公務へ還元することにより公務の能率的な運営に資することを期待するものであるから、退職準備又は転職準備を目的とし、自己啓発等休業期間中又は職務復帰後間もなく離職するような場合には承認しない。

したがって、職務復帰後おおむね5年を経過せずに定年退職となる職員については、大学等における修学の内容が職務に特に有用であると認められる場合等の特別な場合を除き承認しないこととともに、それ以外の職員についても承認の可否を決定する際に継続勤務の意思を確認するための確認書の提出を求ることとする。

3 自己啓発等休業の承認の取消し

次に掲げる事由に該当する場合は、当該自己啓発等休業の承認を取り消す。

- ア 自己啓発等休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けた場合
- イ 自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由なく、その在学している課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席している場合又はその参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合
- ウ 自己啓発等休業をしている職員が、その在学している課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している場合又はその参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合
- エ 自己啓発等休業をしている職員が当該自己啓発等休業の承認に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合
- オ その他の事情により、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じた場合

4 報告等

自己啓発等休業をしている職員は、条例第9条に基づき当該自己啓発等休業に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について必要により本部長から求められた場合は、報告しなければならない。

5 自己啓発等休業をする職員及び職務復帰後における給与等の取扱い

- (1) 自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。
- (2) 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合において必要があると認められるときは、条例の定めるところにより、号給を調整する。

第2 実施年月日

この通達は、平成20年2月28日から実施する。

本件担当：企画第一係

(警電 2652)